役員在任規程

制定　平成２５年５月１６日

（目　的）
第１条　一般財団法人日本車両検査協会の役員の在任年齢についてはこの規程の定めるところによる。

（在任年齢）
第２条　役員の在任は６５歳までとする。ただし、常勤の理事長、専務理事にあっては特別な事情がある場合は原則として７０歳までとする。

２　非常勤の理事長については、新任者については７５歳を超えて、再任者については８０歳を超えて、それぞれ選任しない。

３　役員の知識及び経験が業務運営上特に必要である場合は第１項及び第２項の限りでない。ただし、理事会及び評議員会の同意を得るものとする。

（在任期間）
第３条　当該役員が任期中に在任年齢を超えた場合は、第２条第１項の規定にかかわらず、在任期間を任期満了の日まで延長することができる。

附　則

１　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。